

第35回鳥取地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和3年2月3日（水）午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大野祐輔，川口悦代，河本充弘，定道正代，志田卓郎，中山実郎，服部雅彦，
牧真千子，松岡真弓，横山憲昭

（事務担当者等）

田淵民事首席書記官，山本刑事首席書記官，土井刑事訟廷管理官，有井事務局
長，吉田会計課長，松本家裁総務課長，小笹家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：新型コロナウイルス感染症への裁判所の対応について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の互選

牧真千子委員が鳥取地方裁判所委員会の委員長に互選された。

- (3) 前回の鳥取地方裁判所委員会のテーマ「民事調停制度について」の中でいた
だいた御意見の検討状況

リーフレット「さいばんしょでなにができるの？」を作成し，市町村役場，
図書館，弁護士会，法テラス及び司法書士会の74か所にそれぞれ配布した上
で窓口等への備え置きを依頼した。また，県内174か所の公民館に対しては

リーフレット「さいばんしょでなにができるの？」の他に、最高裁判所作成の広報チラシ「簡易裁判所で民事トラブル解決-4つの手続-」を配布し、窓口等への備え置きを依頼した。

令和2年度はコロナ禍により、模擬調停等の大規模な広報行事は開催できなかったが、10月1日の「法の日」に合わせて、裁判所のウェブサイトの紹介及び見学会の案内を記載した広報チラシ「よく分かる！裁判所ウェブサイト」を当庁で作成し、行政窓口、教育委員会及び小・中・高の各学校に配布した。

鳥取地方・家庭裁判所のウェブサイトについて、裁判所で取り扱っている民事調停手続を含む各種手続を、より見やすく、申立書式等によりアクセスしやすくなるように、ウェブサイトのレイアウトや記載内容を見直した。

(4) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、鳥取地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について説明を行い、32号法廷の見学を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり。

6 次回開催期日等

(1) 次回テーマ

「女性職員の活躍の推進について」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

開催候補日時を令和3年7月8日（木）午前10時から1時間30分程度とする。

以上

(別紙)

テーマ「新型コロナウイルス感染症への裁判所の対応について」

○委員長

意見交換に先立ち、裁判所における新型コロナウイルス感染症対策の説明、法廷見学を行いました。これらを踏まえ、裁判所での新型コロナウイルス感染症対策の取組について、御質問又は御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○学識経験者委員A

エレベーター内に掲示されている感染防止対策のポスターを見せていただきましたが、文字数が多く、文字のサイズも小さいので、来庁者がエレベーターに乗る短時間で、ポスターの記載内容を全部読むことは難しいのではないかと感じました。ポスターのレイアウトには、短時間で記載内容を読み取れるような配慮が必要ではないかと思いました。

刑事裁判において、被告人や証人が発言をする際にマスクを着用していると、発言者の表情が読み取れないといった不都合は生じないのでしょうか。法廷内では、マスク着用の徹底を緩和せざるを得ない場合もあるのか教えてください。

○事務担当者

鳥取地裁の刑事裁判において、被告人や証人にマスクを外させた事例はありません。ただし、様々な事情によってマスクの着用ができない場合もあり得ます。そういった場合には、マスクに代えてフェイスシールドを着用したり、証言席の前にアクリルパーティションを設置する等の対応を個別に検討することとしております。

○委員長

法廷内での当事者等のマスク着用について、裁判官の立場から御意見がありますでしょうか。

○裁判官委員B

民事裁判は、刑事裁判とは異なり、当事者の表情などから反省の有無を読み取って判断材料にするということはありません。長時間マスクを着用していることで、当事者が発言しづらくないか、発言が聞き取りづらくないかといった点を考慮して、例えば、尋問期日において、代理人弁護士が証人や当事者本人に質問する場面では、御着席いただくよう促したり、休憩を小まめに入れるという対応をしています。

○委員長

弁護士の立場からはいかがでしょうか。

○弁護士委員C

私自身は、被告人や証人がマスクを着用することで表情が読み取れずに困ったという経験はありません。仮に、証言の一言で事実認定が左右されることが想定されれば、弁護人からフェイスシールドやアクリルパーティションの使用をあらかじめ申し出ることになると思います。

○委員長

検察官の立場からは、マスクを着用しながら法廷内で手続を進めることや、やりづらさがあるなどの御意見がありますでしょうか。

○検察官委員D

我々が事情聴取を行う時には、相手の口元よりも目元を見て話をしています。刑事裁判では、被告人や証人の発言時の印象だけではなく、証拠全体の判断ということになりますので、マスクを着用しながら手続を進めることに大きな支障はないと思います。マスクを着用することでのやりにくさとしては、聞き取りづらいつるか話しづらいつという点が主になると思います。法廷内で長時間マスクを着用して話し続けることは、しんどいなと思っています。

○委員長

委員の皆様のご職場における新型コロナウイルス感染症対策について、御紹介いただける取組や御苦労されている点がありますでしょうか。

○学識経験者委員E

市民総合相談課では、新型コロナウイルス感染症対策について、ホームページやパンフレットなどの広報ツールを使って注意喚起をしております。また、相談者と対面する窓口にはアクリルパーティションを設置しておりますし、職場内では、朝と夕方に消毒をしたり、換気をするなどの対策を行っています。

○学識経験者委員F

当社は電力面においてライフラインを守る業務を行っていますので、職員の中に感染者が出たからといって業務を停止させることができません。したがって、感染予防だけではなく、職場内に感染者が出た後の対策にも重点を置いています。具体的に申し上げますと、当社のネットワークセンターでは技術系の職員が二つの課に分かれて所属しています。それぞれの課はフロアが異なっていますので、職員同士が接触する

機会を極力減らすために、一方の課はエレベーターを使い、もう一方の課はエレベーターとは反対側の階段を使って移動するというルールを作っています。こうすることで、仮に技術系の二つの課のうち的一方で感染者が発生したとしても、もう一方の課で業務を行うことが可能になります。

また、原子力発電所では、協力会社を含めて約3,000人が構内で仕事をしており、専用のバスで外からピストン輸送しています。職員には、バスの乗車時間、着席位置、昼食時の食堂内での着席位置を記録させて、仮に職員の中に感染者が出た際には、すぐに濃厚接触者が判明するような対策を執っています。

○学識経験者委員G

我々は報道機関の中で唯一の指定公共機関ですので、何があっても事業を継続していかなければならないという点を考慮して感染対策を行っています。仮に、鳥取に緊急事態宣言が発令された場合には、職員間の接触機会を減らすために、7割の職員の出局を抑えることにしています。残りの3割の職員で放送が継続できるように、アナウンサー、記者、ディレクターの中で出局する職員を誰にするか、どのようにシフトを組むのかについてシミュレーションを行っています。

職員の中に感染者が出た場合でも、事業を継続するためには早急な対応が必要になりますので、例えば、大勢の人が集まる大きな番組を放送する際には、濃厚接触者を速やかに特定できるように、職員には行動記録を残させており、感染が確認された際には速やかに提出できるようにしています。

放送部の現場を預かる人間としては、県外と往来することによって我々が誰かを感染させてしまわないかという点が悩ましい点です。現在は、政府から10都府県に対して緊急事態宣言が発出されていますので、東京都からの出張はキャンセル、延期、リモートへの切り替えで対応しています。こちらから県外に出張するものについては、

その必要性をよく厳選しています。例えば、東日本大震災の放送の応援のように、その時期でしか経験できない若手育成のための現場については、出張に行かせて、鳥取に戻ってきた後には、なるべく複数日の在宅勤務をさせて、職員間の接触を減らしながら事業継続できる態勢を整えていこうと考えています。

こういった対策を行うことで得られた発見がいくつかあります。一つは、在宅勤務やリモート勤務が多くなり、これまで子供の世話や親の介護のために在宅で勤務せざるを得なかった人たちの気持ちを多くの方が共有できたことで、新しい働き方への理解が進んだという点です。二つ目は、T e a m s などのツールの使用が広まったことで、これまでは出張に行つて会議に出席しなければ直接話を聞くことができなかった人の話をリモートで聞くことができるようになったという点です。

○学識経験者委員H

商工会議所の事業の中に講演会の開催があります。最近では、講演会全体の約7割がリモートで行われており、残りの3割は収容人数に制限をかけて参集型で行われているという状況です。参集型で講演会を行う際には、講師にマスク着用をお願いしておりますので、講師の表情が分かりづらいという参加者からの声や、話しづらいという講師からの声は聞かれますが、感染対策を考える上では、仕方のないことだと思いつながり取り組んでいます。

また、会員企業にはテレワークの推奨をしています。先頃、会員企業約二千社に対してテレワーク導入に関するアンケートを行ったところ、回答をいただいた550社のうちの約66パーセントの企業がテレワークを導入していないということでした。導入していない理由は、そもそもテレワークを行える業務ではない、在宅で仕事を行うことについて就業規則などの制度が追いついていないという回答が多くありました。鳥取においては、現場に出て機械を扱うなどの自宅ではできない業種が多くあること

も理由の一つだと思います。

○学識経験者委員 I

当院には多くの一般患者の来院がありますし、病床の確保もしないといけませんので、院内に感染を持ち込まないことに気を付けています。具体的には、入口にサーモカメラを設置し、感染症対策について記載した大きな看板を複数設置しています。また、来院者には、2週間以内の県をまたいだ行動歴の有無、氏名、住所をA4用紙に御記入いただき、もしもの時には追跡できるような対応をしています。

面会については、禁止にした時期もありましたが、入院されている患者さんにとっては面会が心のよりどころでもありますので、可能な限り感染リスクを減らし、短時間でも面会していただけるように配慮しています。

医師や看護師が参加する研修のほとんどがリモートに代わりました。中には北海道で行われる研修にリモートで参加することができ、新しい研修の形だと感じています。どうしても遠隔地に出向いて参加しなければいけない研修もありますが、研修を受ける必要性については十分に精査し、研修後には二日間の外出自粛やPCR検査を受検する等の対策を執っています。

先程、裁判所での新型コロナウイルス感染症対策について御説明いただき、裁判所でも感染症対策を努力されていることがよく分かりました。

事業を継続するためには濃厚接触状態を作らないことがとても重要です。保健所から濃厚接触と判断されなければ、職員が長期間仕事を休まなくても済むわけです。濃厚接触状態を避けるためにも、職員の方が食事をされる際には、距離を保ち、会話を控えることを励行されるとよいと思います。

また、正面玄関に置いてある手指消毒液についての掲示が控えめで、照明が少し暗いせいか、手指消毒液が目立たない印象を受けました。掲示をもう少し派手にされて

もいいのではないかと思います。

○委員長

具体的な御意見をありがとうございました。

委員の皆様職場において、職員の方が行動歴を付けているという御紹介がありましたが、行動歴は毎日職場に提出するのではなく、職員の中で感染が確認された時に提出されるものという理解でよろしいでしょうか。

○学識経験者委員G

職員のプライバシーがありますので、毎日職場に提出することまでは求めていません。

○委員長

行動記録や検温を記載する書式は、職場内で統一されているのですか。

○学識経験者委員F

統一の書式を作成している部署はありますが、あくまでも自主的なものです。

○学識経験者委員G

決められた書式があったり、手帳にメモをしてもらう程度だったり形は様々です。重要なのは、行動記録を2週間持続して残すことなので、持続可能な形で行わせます。

行動記録や検温測定については、ゴールのない辛さを感じます。我々には事業継続の使命があるという理念を、折に触れて職員に伝えるのですが、行動記録や検温測定

の取組が長期間になると、どうしてもルーズになってくるのが課題だと思っています。

○学識経験者委員F

先程御紹介しました当社のネットワークセンターでの動線分けのように、集団で行う対策は、周りの目がありますので継続ができています。しかし、個人に任されている行動歴の記録については、終わりの見えない取組なので、徐々にルーズになっていくことは十分に考えられるところではあります。

○委員長

その他はいかがでしょうか。

○弁護士委員C

裁判所はとても慎重に新型コロナウイルス感染症対策を行っておられると思います。我々は、本日、裁判所からの説明をお聞きして、裁判所で行っている感染症対策についてよく分かりましたが、一般の方に向けての感染症対策の広報はどの程度されているのでしょうか。

○事務担当者

裁判所で行っている感染症対策については、裁判所ウェブサイトや庁舎内の掲示物で御案内しています。また、個別の事件ごとに、当事者に期日呼出状等を送付する際には、感染症対策について記載した連絡文書を同封しています。

○委員長

多数の裁判員候補者にお越しいただいた裁判員等選任手続期日でも、呼出状の中に

感染症対策についての連絡文書を入れましたね。

○事務担当者

裁判員は一般市民の中から無作為に抽選で選ばれた方に来ていただきます。裁判所にお越しになることに不安がないように、裁判員等選任手続期日にお越しいただく方々に対しては、裁判所での感染症対策を記載した書面を送付しています。

○委員長

本日は、皆様から非常に参考になる御意見をたくさんいただき、ありがとうございました。本日お伺いした御意見を踏まえて、裁判所の新型コロナウイルス感染症対策についてさらに検討をしたいと思っております。